

# 吉良カントリークラブ利用約款

当クラブをご利用のお客様(会員・非会員を問わない)は快適で安全なプレーをお楽しみいただく為、当クラブ規約細則等によるほか、本約款をお守りいただきご利用願うことといたします。

## (利用契約の成立)

第1条 当クラブにおいてプレーされる方はフロントにおいて所定の署名簿にサインして下さい。これにより当クラブ(会社)は署名者の施設ご利用をお引受けいたすこととなります。

## (利用の申し込み・違約金等)

第2条 プレーの予約申し込み、違約金については、当クラブ所定の規程に従っていただきます。

## (利用申し込みのお断り等)

第3条 ① 当クラブは暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力を指します。)からのプレーの申し込みをお断りします。  
② 当クラブにおいてプレーされる方がフロントにおいて署名簿にサインされる場合には、自己が暴力団等反社会的勢力でないことを表明していただきます。  
③ 前項の署名の際に暴力団等反社会的勢力であることが疑われる方には、当クラブが必要と認める調査にご協力いただきます。  
④ 第2項及び前項において虚偽の申告をされた場合には、当クラブ所定の違約金、その他損害賠償金をお支払いいただくことがあります。

## (施設利用の拒絶)

第4条 当クラブは次の場合には当該お客様及びその同伴者全員による施設の利用または利用の継続をお断りいたします。  
1. 暴力団等反社会的勢力が入場しようとした場合  
2. 会員が非会員として暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介して入場させようとした場合  
3. プレー中に暴力団等反社会勢力がプレーされていることが判明した場合  
4. 満員のためスタート時間に余裕がない場合。  
5. 非会員については、会員の同伴又は紹

介等がない場合。

6. 公序良俗に反する行為をなした場合、又、なすおそれがあると認められた場合。
7. 天災等やむをえない事情によりクローズする場合。
8. その他本契約に違反した場合、並びに当クラブの施設を利用されることが好ましくない事由がある場合。

## (利用料の不返還)

第5条 前条の規定によりプレー中に以後の利用の継続をお断りした場合であっても、すでにお支払いいただいている利用料金の返還はいたしません。

## (休場日・開場時間)

第6条 当クラブの休場日と開場時間は所定の規程によりますが臨時に変更することがあります。

## (金銭その他高価品)

第7条 金銭その他高価品については、その種類及び価格を明示してフロントにお預けいただかない限り当クラブは一切の責任を負いません。貴重品ロッカーキーはお客様において管理をお願いいたします。

## (携帯品・自動車等)

第8条 携帯品及び駐車場等に駐車中の自動車について、盗難、毀損等事故が生じた場合その責任を負いません。

## (ロッカー)

第9条 ロッカー内の諸物品に事故が発生した場合、その責任を負いませんので貴重品は必ずフロント横貴重品ロッカーにお預け下さい。

## (危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーしていただきます。特に、乗用カートのご利用に際しては、次の点に十分留意下さい。  
1. 必ず手すりをお持ち下さい。  
2. 手足をカートの外に出さないで下さい。  
3. 必ずカート道路を走行して下さい。  
4. リモコン操作は人の動きに十分留意して行って下さい。

## (ティグランドにおける素振り)

第11条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではやらないで下さい。打順以外の方はティグランドに入らないで下さい。

## (飛距離の確認)

第12条 先行組に対して、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

## (フォアキャディの合図)

第13条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときの場合ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

## (打者の前方に出ないこと)

第14条 他のプレーヤーは、打者の前方に絶対に出ないで下さい。

## (隣接ホールへの打ち込み)

第15条 隣接ホールの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意打球して下さい。

## (退避及び退避所)

第16条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させる場合は、後続組が全員打ち終わるまで退避所又は安全な場所に避難して下さい。

## (ホールアウト後の退去)

第17条 ホールアウト後は直ちにグリーンを去り、次のホールへ進んで下さい。

## (雷鳴があった場合)

第18条 雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し安全と思われる場所に退避して下さい。

## (リフト・スカイレーター)

第19条 リフト及びスカイレーターは安全に充分注意してご利用下さい。

## (火気使用の禁止)

第20条 コース内、クラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止いたします。煙草

の吸い殻等は必ず灰皿に入れて下さい。

## (違背の場合の責任)

第21条 利用者が第10条、11条、12条、13条、15条、第18条及び20条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、並びに第10条、11条、14条、16条、18条、19条、20条に違背し、自ら障害等の被害を受けた場合、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

## (クラブの確認)

第22条 利用者はプレーを終了した場合、クラブを点検し相違ないか慎重に確認し、所定の用紙にサインして下さい。確認後におけるクラブの不足、瑕疵については当クラブは責任を負いません。

## (施設に損害を与えた場合)

第23条 利用者の故意又は過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

## (施設内への持ち込み品)

第24条 施設内へ下記の物を持ち込むことを禁止いたします。  
1. 動物のペット類。  
2. 著しく悪臭を放つもの。  
3. 銃砲刀剣類。  
4. 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのあるもの。  
5. 騒音を発するもの。

## (行為の禁止)

第25条 施設内で下記の行為は禁止いたします。  
1. 賭博、その他風紀を乱す行為。  
2. 物品販売、宣伝広告物の配布等の行為。  
3. 利用者以外のコース内立ち入り。(特に許可する場合を除く)  
4. 写真撮影、録音などの行為。(特に許可する場合を除く)  
昭和60年1月1日施行